

「お金をあげる」「悩みを聞いて」「著名人に会える」などの
メールのやり取りをしていませんか？

詐欺的な“サクラサイト商法”にご用心！
—悪質“出会い系サイト”被害 110 番の結果報告から—

ここ数年、全国の消費生活センターに、いわゆる“出会い系サイト”に関する相談が、年間約3万件寄せられており、深刻な被害が続いていた。そのため、国民生活センターでは、2011年12月に、最新の手口を公表するとともに、「悪質“出会い系サイト”被害110番（以下、110番）」を実施し、2日間で63件の相談を受け付けた。

寄せられた相談をみると、消費者は「著名人に会いたい」、「相談に乗ってあげたい」、「内職をしたい」、「運気を上げたい」等、好奇心や興味をひかれ、誘導されてサイトの利用を開始しているケースが目立った。また、中には、「ためていた老後資金（約6000万円）を子どもがサイトの利用につき込み、本人は現在、精神的に不安定になり病院に入院している」という、経済的被害にとどまらず、精神的な被害を受ける深刻なケースも寄せられた。

最近では、サイト業者やサクラとして雇われた人物が逮捕されたケース¹、サクラによる被害であることを認めた判決²や、サクラに対して懲役2年の実刑判決³が出る等、サイト業者がサクラを雇い、消費者を故意にだましたと判断されるケースが複数みられるようになった。本資料では、これらサイトの手口を“サクラサイト⁴商法”と呼ぶこととする。

現在、すべての実証は難しいが、出会い系サイトに代表される“サクラサイト商法”と同じ仕組みのサイトが非常に多く存在し、経済的なトラブルが多発している状況である。この背景には、手口やサイト業者が短期間で頻繁に変わり、実態がとらえにくいこと、また、サイトから消費者に多くのアプローチがあるだけでなく、サイト登録や支払いが簡単にできてしまうことが大きく影響していると考えられる。

そこで、寄せられた相談を踏まえ、本トラブルの実態や巧妙化する手口をまとめ、あらためて消費者に注意喚起を行う。加えて、トラブルの拡大防止、未然防止の観点から、サイトの仕組みや支払い手段、実態等について、関係機関に情報提供等を行う。

¹ 2012年2月8日 警視庁は出会い系サイトの経営者とサクラを詐欺容疑で逮捕した。

² さいたま地裁平成23年8月8日判決

³ 東京地裁平成22年12月3日判決

⁴ 本資料でいう“サクラサイト”とは、サイト業者に雇われたサクラが異性、タレント、社長、弁護士、占い師などのキャラクターになりすまして、消費者の様々な気持ちを利用し、サイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させ、その度に支払いを続けさせるサイトを指すこととする。

1. 110 番の実施概要

実施日：平成23年12月12日（月）～13日（火） 2日間

時間：10:00～16:00

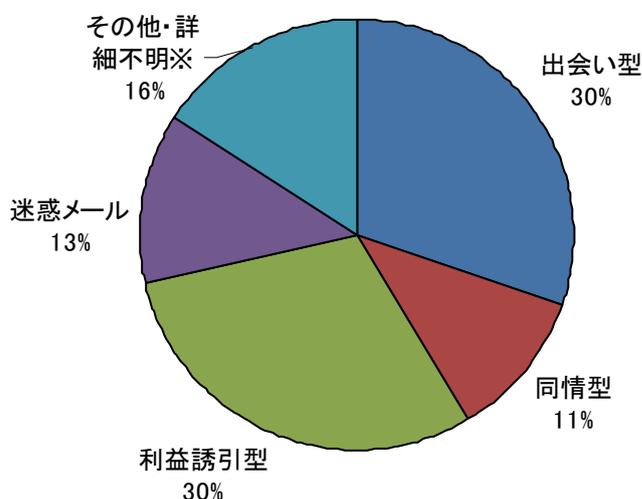
場所：国民生活センター 相談情報部（特設電話回線を設置）

2. 110 番に寄せられた相談概要

（1）誘導の手口

今回の110番には、「異性に会いたい」という気持ちだけでなく、「著名人に会いたい」、「相談に乗ってあげたい」、「内職をしたい」、「運気を上げたい」等、消費者のさまざまな気持ちを利用して、サイトの利用を開始させているケースが多く寄せられた（図1）。さらに、消費者がサイトの利用をやめようとする、サイトやメールのやり取り相手から「後日、必ずあなたのポイント代を支払う」、「あと少しでお金を渡せる」、「途中でやめるなんてひどい。弁護士を雇って訴える」等と言われ、やめられなくなっていた。

図1. 相談内容（誘導の手口）



（相談件数=63件）

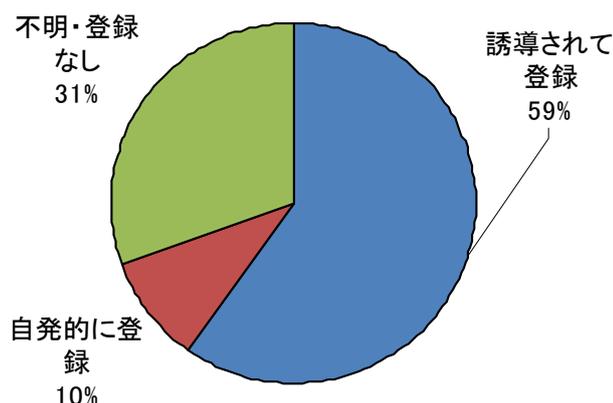
- ※ 出会い型：異性、同性かわからず、「出会い」を目的としてサイトを利用したケースの相談
- ※ 同情型：著名人、芸能人やそのマネージャー、その他の悩みを抱えているという人の相談等に応じることを目的としてサイトを利用したケースの相談
- ※ 利益誘引型：収入、金銭を得ること等を目的としてサイトを利用したケースの相談
- ※ 迷惑メール：大量に届く迷惑メールに関する相談

（2）サイト利用に至るきっかけ

今回の110番に相談を寄せた消費者の多くは、携帯電話に届く迷惑メールや他の無料SNSサイトの交流機能等を介して、サイトに誘導され、気軽な気持ちでやり取りを開始していた（図2）。特に、無料SNSサイトから誘導されたケースでは、SNSに掲載したプロフィールや日々の書き込みに沿った内容のメッセージが届いたため、ついやり取りを開始してしまったという消費者もいた。

その際、サイトが提供するサービス内容を確認せずサイトに無料登録（プロフィール登録等）を行っている人が多く、中には、同時に複数のサイトに誘導されている消費者もいた。消費者は登録後も、サイトから携帯電話等に届く案内メール（相手からメッセージが届いたことを知らせるメール）内にあるURLから、その都度、サイトに行くため、複数サイトを利用していることを意識していなかった。

図2. 登録経緯



(3) トラブルが多発するサイトの特徴とその問題

1) 課金の仕組み —メール交換の度に課金される「都度課金」—

“サクラサイト商法”では、登録料や一定期間のメール交換は無料であるが、その後は、サービスを利用する度に有料ポイントの購入が必要となる（都度課金）。今回の110番に苦情が寄せられたサイトも同様の仕組みとなっていた。消費者は、話が盛り上がってきて、メール交換することに抵抗感がなくなってきた段階で、有料ポイントを購入しないと相手と連絡がとれなくなる等と言われ、ポイントを購入していた。

消費者は、サイトを利用するために、掲示板を見る、メールを送る、メールを読む、画像を見る等の費用だけでなく、ランクアップ費用⁵、文字化け解除料、個人情報（口座、連絡先等）交換費用等を何度も支払うよう指示されている。

このように都度課金の仕組みとなっているサイトは、消費者により多くのサービスを利用させることで、サイト業者の利益につながる。やり取りを長引かせ、有料ポイントを購入させ続けることがサイト業者のねらいであると考えられる。

今回の110番でも、「支払い始めてから4日間で、約350万円をサイトに支払ってしまった」という、短期間で高額な被害となったケースも寄せられた。

2) サクラサイト商法 —“出会い”にとどまらない被害の広がり—

サクラを認めた判決では、サイト業者に雇われたサクラが消費者の心の隙間を利用し、やり取りを続けさせ、高額な被害を生じさせたと判断された。

サイト業者に雇われたサクラは、さまざまなキャラクターを演じて、「異性に会いたい」という気持ちだけでなく、「著名人に会いたい」、「相談に乗ってあげたい」、「内職をしたい」、「運気を上げたい」等の消費者の気持ちを利用して、サイトへ誘導し、支払いを続けさせる。中には、何人もの人物が登場し、ドラマチックに内容が展開する、いわゆる「劇場型」の手口もみられた。

もはや“出会い系サイト”だけでなく、さまざまな手口でサクラが消費者をだますという詐欺的な“サクラサイト”のトラブルとなってきた。

3) 多様な決済方法 —簡単にポイント購入ができる環境—（別紙参照）

消費者は、サイトを利用するために、有料ポイントの購入が必要となる。110番に寄せられた相談をみると、自分の携帯電話等で1日中、やり取りを続けており、家族や周囲に内緒で利用している消費者も複数いた。

⁵ 消費者はサイト内の会員ランクによって、提供されるサービス内容が異なると言われている。例えば、「現金を受け取る」、「連絡先を交換する」、「メール交換を無料にする」等に必要とされるランクアップのために、高額な費用を支払っている事例が複数見られる。

被害が高額化する一因には、サイトに請求されるままに、消費者がポイントを簡単に購入し続けられる環境となっている現状があると考えられる。

これらサイトの多くは、決済代行会社、電子マネー会社、収納代行会社と提携契約を結んでおり、消費者は、ポイント購入の度に、現金振込だけでなく、クレジットカードや電子マネー、コンビニ決済の中から決済方法を選択できる。そのため、「手元に現金がなくても支払いができる」、「携帯電話の画面上で決済が完了する」、「匿名で支払うことができる」、「24時間支払いができる」等という環境がそろっているとと言える。

実際、110番に相談を寄せた消費者は、さまざまな決済方法で支払いをしていた（図3）。さらに、約26%の消費者が複数の決済方法で支払いを続けており（図4）、気づいた時には高額な被害となってしまったという相談も寄せられた。

図3. 利用した決済方法（複数回答あり）

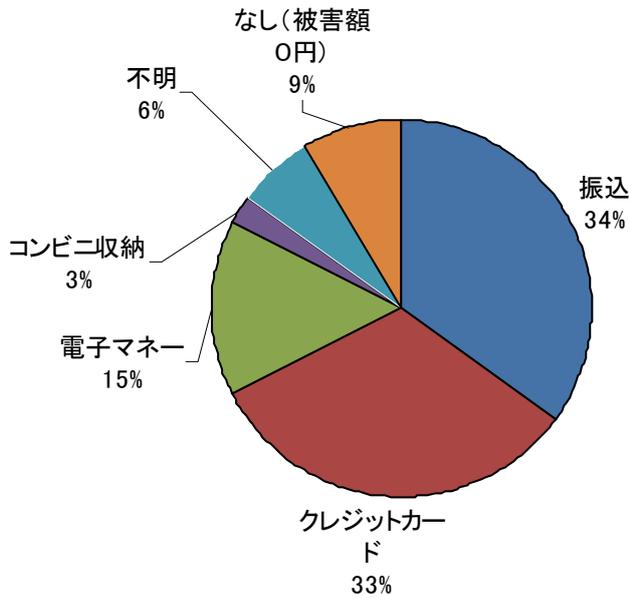
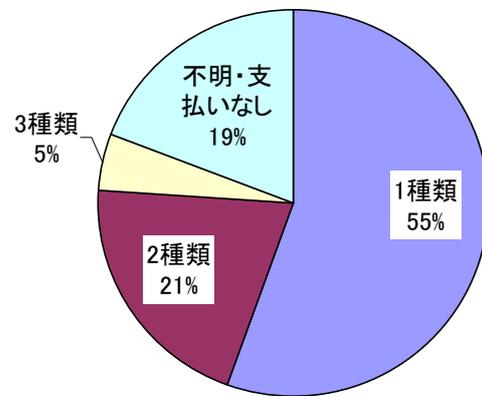


図4. 利用した決済方法の数



3. 契約者当事者の属性とサイト利用状況

(1) 契約当事者の属性

契約当事者の属性をみると、半数以上が女性であり、30、40歳代を中心に、幅広い年齢層からの相談が寄せられた。職業別にみると、給与生活者が多かった。

図5. 男女比

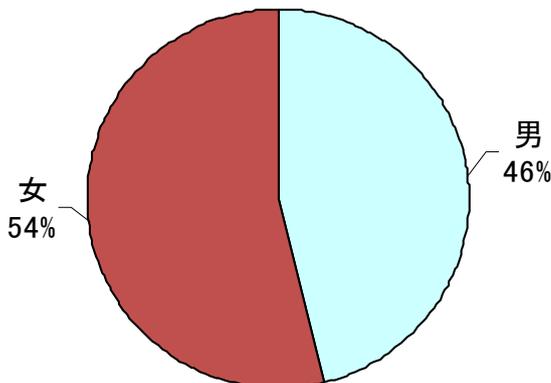


図6. 年齢別

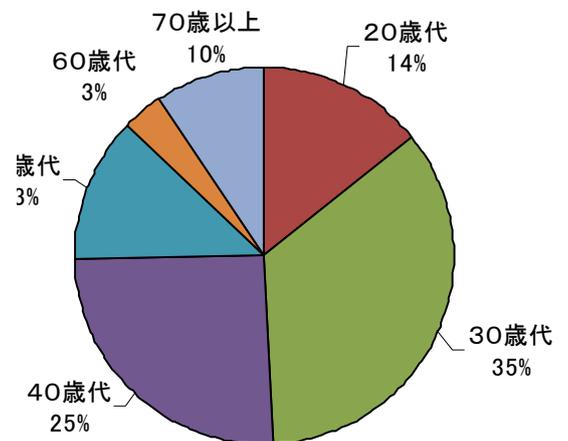
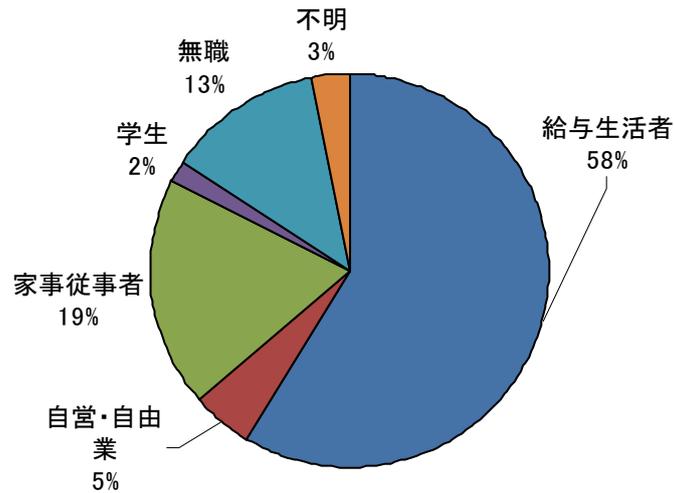


図7. 職業別



(2) サイトの利用状況

契約当事者を分析すると、携帯電話でサイトを利用している人が圧倒的に多く、中には複数サイトを同時に利用している人もいた。また、約6割がサイト利用期間1年未満であり、比較的、短期間の利用でトラブルが生じていた。また、契約購入金額は平均約420万円と、高額な被害の相談が多かった。最も高額な相談では約8000万円を支払ったという深刻な相談も寄せられた。

表1. 利用媒体

利用媒体	件数
携帯電話(スマートフォン含)	37
パソコン	8
不明	18

表2. 利用サイト数

利用サイト数	件数
1サイト	28
2サイト	5
3サイト	8
4サイト	1
5サイト以上	0
不明・登録なし	21

図8. サイト利用期間

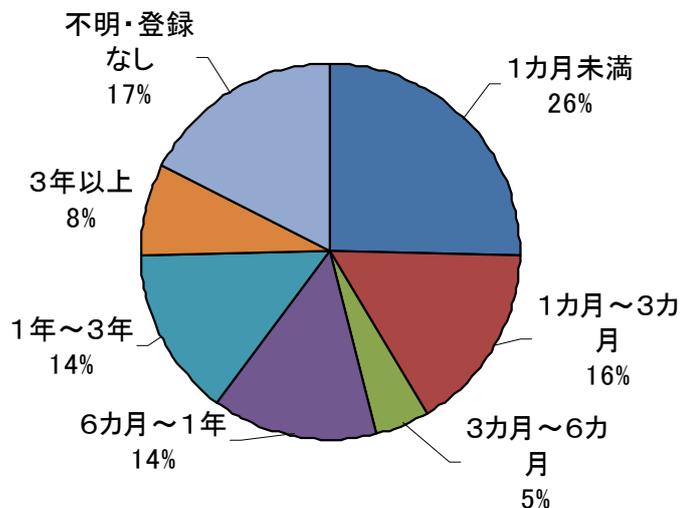
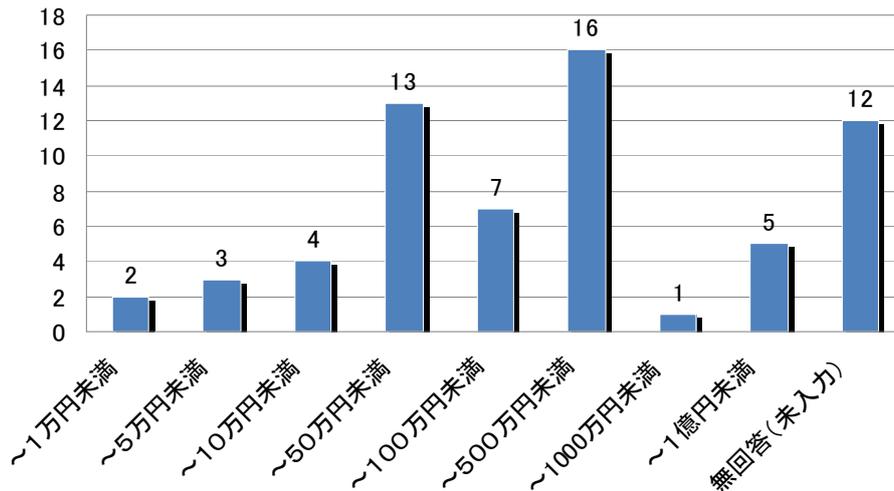


図9. 契約購入金額



4. 相談事例

110 番に寄せられた相談のうち、特徴的なものを紹介する。

【事例1】別の SNS サイトから誘導

別の無料 SNS サイトで、自分の好きなタレントのページにリンクを張って利用していた。すると、そのタレントから直接メッセージが届き、メール交換をするために、別のサイトに誘導された。1年以上、同じ URL でやり取りを続けているが、途中でサイトの名前や振込先が変更されたが、タレントとはそのまま、やり取りをし続けることができた。タレントは事務所に内緒でメール交換しているので、サイト内でなければ続けられないと言う。すでにサイト業者に 260 万円も支払ってしまったが、だまされたのだろうか。(30 歳代 女性 給与生活者)

【事例2】突然の賠償金請求

他のゲームサイト内の掲示板に書き込んであった URL をクリックしたら、出会い系サイトに誘導された。名前や住所等をサイトに伝えて登録し、最初は無料ポイントを使って、1 人の女性とメール交換を開始した。その後、無料ポイントはすぐになくなってしまったので、仕方なく、現金でポイントを購入してやり取りを続け、合計約 18 万円を支払った。何度も会う約束をして、待ち合わせ場所に行ったが、相手とは一度も会えなかった。すると、相手から「会えなかったので、使ったポイント代と精神的被害の賠償金として 250 万円を支払ってほしい。払わなければ訴える」というメールが届いた。サイトに相談すると、「250 万円をサイトにいったん支払えば、1 週間、相手とメール交換できるようにするので、相手と交渉するように」と言われた。これ以上、支払うことはできないが、個人情報伝えてしまっているので、訴えられないかと不安だ。

(30 歳代 男性 給与生活者)

【事例3】悩みを聞くアルバイトのはずが・・・

携帯電話に知らない人からメールが届くようになった。最初は無視していたが、「自分の悩みを聞いてほしい」というメールに返信すると、お礼にお金を渡すというメールがたくさん届いた。アルバイト感覚でできるならと思い、やり取りを始めた。その後、お金を受け取るために必要と言われ、さまざまな手続き費用を請求され、後でお金をもらえると信じて、支払った。1 回の決済が 5000 円、1 万円と少額であったが、気づくと、たった 4 日間で、クレジットカード、電子マネー、現金振込で合計約 350 万円を支払ってしまった。だまされたと思うので返金してほしい。(50 歳代 女性 無職)

【事例4】 有名タレントの相談に乗るために続けたやり取り

携帯電話に知らないアドレスから「連絡がほしい」というメールが届いた。知り合いがメールアドレスを変更したのだと思い、メール内の URL をクリックしたところ、知らないサイトに会員として招待された。その後、有名タレント事務所の取締役や所属タレント、マネージャー等からメールが届き、相談に乗ってほしいと言うのでメッセージのやり取りを始めた。最初は半信半疑だったが、真実味のある内容で、やり取りを続けるうちに信じてしまった。しかし、途中で有料だと気づき、相手に相談したところ、「お金を口座に振り込む」等と言われたので、口座番号を教えたが入金はなかった。その後も、振り込むために信用チェックが必要等と言われ、ポイントを何度も購入し続けた。初めはクレジットカードで支払っていたが、限度額がいっぱいになったので、電子マネーや現金振込で支払った。やり取りは1日中続き、精神的にも肉体的にも限界で、冷静な判断力はなかったと思う。それでもおかしいとは思ったが、「誰にも言わないように」「やり取りの記録は削除するように」などと指示されていたので、周りの人にも相談できなかった。証拠もほとんどない。生活にも困るようになり、もうカード会社に支払うお金がない。

(30歳代 女性 給与生活者)

【事例5】 合計8000万円を支払い、心理的に不安定になり入院

40歳代の子どもが、メール相手と協力してサイトにお金を振り込むと、「みんなが幸せになれる」、「振り込んだお金も返ってくる」等と信じ、何度も振り込みを続けた結果、合計約8000万円もの大金を振り込んでしまったようだ。本人の貯金だけでなく、親である自分の老後の蓄え(約6000万円)も使い果たしてしまった。子どもはいまだにサイトを信じているようで「振り込みを続けなければ」と携帯電話を常に離そうとせず、大声で暴れるので入院させた。お金がなく生活できないので、返金してほしい。

(70歳代 女性 無職)

【事例6】 高齢者が投資だと思いポイント購入

1年前、パソコンに届いたメールをきっかけに、高齢の父が出会い系サイトに登録し、そのサイトで利用可能なポイントを購入し続けてしまった。別居している家族が気づいた時には、約6300万円も支払ってしまっていた。「ポイントは換金できる」、「ポイントをためると格が上がり特典がある」、「振り込みをやめると、今までのポイントが無駄になる」等と言われ、投資のようなものだと思っていたと言う。返金してほしい。

(70歳代 男性 無職)

【事例7】 陰陽師に呪文を50回送信

スポーツ新聞でみた婚活サイトに登録したところ、姉妹サイトである出会い系サイトにも登録したことになったので、そのサイトでメール交換を開始した。いろいろな人からメールが届いたが、その中に陰陽師を名乗る人がいた。その人に「悪霊がついている」、「取り除くための呪文を教えるので、その呪文をメールで50回送るように」等と言われるうちに怖くなり、有料ポイントを購入し、1通約700円のメールを送り続けた。その後、タレントや300万円を渡したいという人からメールが届いた。やり取りを続けるために、合計約600万円を支払ってしまったので、貯蓄もなくなり、弁護士等に依頼するお金もない。なんとか、約束通り、300万円を受け取りたい。

(60歳代 男性 自営・自由業)

5. 相談処理からみる問題点

(1) 実態をとらえにくいサイト業者

1) 登録時の問題

(ア) 消費者が自らサイトに登録するのではなく、突然届く迷惑メールや内職情報サイト、他の無料SNSサイト、ゲームサイト等から誘導されている。特に、法律の規制⁶対象となり得る「迷惑メール」に関する相談も110番に複数寄せられた。

(イ) サイトは、消費者にサービス内容等についてよく理解させないまま、登録させている。中には、同時に複数のサイトに誘導しているケースもみられた。

2) 課金の仕組みの問題

誘導する手口は変化しているが、“メール交換”等のサービスを“都度課金”の形で提供する仕組みにおけるトラブルであることは変わらない。消費者は、サイトに登録後、サイトから届くメールで「やり取りを続けるためには手続きが必要」等と、突然言われ、ポイント購入を指示されている場合も多く、冷静に判断することができないまま、支払いを続けてしまっている。

3) 解決に向けた交渉時の問題

(ア) メール交換していた相手を「サクラ」と疑う相談や「サイトにだまされた」という相談が寄せられ、センターで悪質性が高いと感じても、サイトは返金には応じず、交渉が難航するケースが多い。

(イ) サイトの特定が難しく、交渉が難航する。

- ・同じURLでサイト利用を続けていても、いつの間にかサイト名や運営業者が変更している場合もあり、トラブルが生じても交渉先が特定できない。
- ・トラブルが生じた後、決済関係事業者（クレジットカード・電子マネー・コンビニ決済に関わる会社）やサイト業者から「サイトごとに経緯を書いてほしい」と求められるが、そもそも消費者は複数のサイトを利用した認識がなく、サイトごとの経緯書の作成が困難である。

(ウ) サイト業者の実態が把握できず、交渉が難航する。

- ・サイト上に記載のある住所や法人登記の本店所在地がバーチャルオフィスであるケースが多い。そのため、送付先にサイト担当者は不在であり、消費者が作成した経緯書がサイト担当者の手元に届くのに時間がかかってしまう。
- ・サイト上に表記のある連絡先に電話をしても、サイト業者とは異なる、別の会社につながり「詳細は分からない」等と言われ、サイトの実態を把握できない。

(エ) サイト業者は、消費者からの苦情等の処理体制が整っていないばかりか、問題点等について改善姿勢がみられない。

⁶ 「迷惑メール」については、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法）及び特定商取引に関する法律（特定商取引法）による規制が行われている。対象となる電子メールは、それぞれの法律で異なるが、いずれの法律でも広告・宣伝目的の電子メールについては「オプトイン規制」が採用されており、メール送信を請求あるいは同意、承諾した相手方に対してのみ送信を認め、あらかじめの請求等がない場合の送信は禁止されている。

(2) 利便性の高い決済手段をサイト業者に提供する決済関係事業者

1) 直接契約関係のある決済関係事業者ですら、サイト業者の実態は分からない

サイトと直接の契約関係にある決済代行会社、電子マネー会社、コンビニ決済の収納代行会社でさえ、サイト名やそのサイトが有償で提供しているサービスの詳細な内容、サイトの URL 等、サイト業者の実態をすべて正確に把握するのは難しい。

2) 日本のカード会社はサイト業者と直接契約がない

クレジットカード決済の場合、日本のカード会社はサイト業者と直接契約していないため、消費者との間でトラブルが生じて、現状の制度では、サイト業者に直接対応を求めることができず、被害救済を難しくしている。

3) 振り込みをしている場合の被害救済は難しい

消費者がサイト業者等の口座に振り込んでいる場合はサイト業者と交渉することとなるが、サイト業者は問題点を認めず、返金に応じないことが多い。また、振り込み詐欺救済法⁷に基づき、金融機関に情報提供しても、証拠となるメールが残っていない等、サイト業者に詐欺的行為があったかの判断が難しいケースが多く、すぐに口座凍結等の対応がされない場合がある。

(3) 消費者がトラブルにあう経緯からみる問題

1) 何度も複数の決済方法で支払い続けることで、高額な被害となる

メール交換相手の巧妙な手口で、消費者はメールの内容を信じてしまうことがある。信じ込んでしまった消費者は、誰にも相談することなく、クレジットカード決済、電子マネー決済、コンビニ決済、現金自動預払機(ATM)や銀行振込で何度も何度も支払いを続ける。例えば、クレジットカードの利用額の上限に達した後は、電子マネー決済、コンビニ決済等を利用する等、複数の決済方法を利用することで、高額な被害となりやすい。消費者は「疑問や不安に思いつつも、続けてしまった」等と話し、踏みとどまるきっかけがなかったと思われる相談も複数寄せられた。

2) 詳細な個人情報をサイト業者に提示したことで、支払いを断れない

サイト業者に、詳細な個人情報を伝えてしまったことで、支払いを断れなかったという相談が寄せられた。中には、氏名・住所等の個人情報を消さずに、そのまま身分証明書の写真やコピーを送るよう指示されたというケースもあった。

⁷ 架空請求等の詐欺的行為が疑われる業者の場合は、金融機関にその業者の口座情報を提供することで、振り込み詐欺救済法（「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」）に基づき金融機関が当該口座を凍結できる場合がある。同法による手続きが開始されている口座は、預金保険機構のホームページで確認することができる（<http://www.furikomesagi.dic.go.jp/>）。

6. 専門家のコメント

立正大学 心理学部 西田公昭教授

人は誰でも、リアルな生活において、抱えきれない不安やストレスに悩まされる時がある。ネットが発達した現在、自分の思うようにいかないリアルな生活よりも、簡単で優しいバーチャルの世界で人間関係の疲れや生活の物足りなさを補ってほしいという潜在意識が多くの人に存在する。

無論、ネット上の相手は素性の分からない人だし、何らかのわなかもしれないという警戒心は多くの人が抱いてはいる。しかし、「もしかしたら助けてもらえるかもしれない」、「もしお金がかかるようになり、無駄だと分かったらすぐにやめればよい」という気楽な気持ちが警戒心よりも打ち勝ってしまう場合がある。

こうしたサイト利用を後押しするのが、最初は「無料」である点だろう。課金されるようになった時点でも、1回に支払うのは大した額ではない。徐々に投資金額の合計がかさんでいっても、被害者はその都度、決済できているのでなかなか後戻りできない。それは今までの自分が信じて投資した金額の大きさに加えて、信じて真剣に向きあった期待を無駄にするのはとてもつらいからである。

他者から見ると、あまりに現実味がない相手とのやり取りであっても、本人の視点からは、「すべてうそということもないのでは」との思いがあり、完全に打ち消せない可能性がある限り、完璧なまでに優しい相手からのメールを見ると、疑う気持ちは薄れてしまう。また携帯電話でのやり取りは、すぐに優しく甘い返信がきたり、感謝されたメールが届くので、相手の実在性を感じるし、自分が相手に必要とされている感覚が得られる。メールは顔も表情も見えないからこそ、自分が信じたくない側面や不審な側面に気づかず、相手を理想化してしまう危険性も高い。特に、携帯電話で利用している場合には、通常、着信音やバイブレーターでメールの到着を知らされるため、パソコンと比べてより一層、「相手から呼ばれている」、「必要とされている」という感覚になりやすい。

つまり、リアルな生活で、社会の役に立ちたい、なんとなく寂しい、お金が十分でないなどと感じる事があれば、誰もが被害者になる可能性があると言える。

7. 消費者へのアドバイス

- (1) サイト利用のきっかけとなる迷惑メール等には絶対に返信しない。特に、「お金をあげる」、「タレント等の著名人と会える」等、本当かどうか確認できない相手とメール交換をしない。
- (2) サイトへの登録や一定期間の利用が無料であっても、途中から有料となるサイトが多い。有料となる時点で、やり取り内容や相手が本当かどうか確認できない場合は、お金を支払わない。加えて、将来得られるという収入を前提とした支払いはしてはいけない。万が一、サービスを利用する場合は、自分が支払った合計金額をこまめに確認する。
- (3) 詳細な個人情報をサイト業者に伝えた場合にトラブルが生じている場合もみられるので、サイトに身分証等の提示を求められても、氏名・住所等の詳細な個人情報を安易に出さない。出会い系サイト規制法上のルールでは、氏名・住所等の個人情報をすべて出す必要はない。確認が必要となる可能性があるのは年齢のみである。
- (4) トラブルにあったと感じたり不安に思うことがあれば、すぐに最寄りの消費生活センターや各地の弁護士会、警察に相談する。

8. 情報提供先

消費者庁 消費者政策課

消費者委員会 事務局

警察庁 生活安全局 情報技術犯罪対策課

金融庁 監督局総務課、監督局総務課金融会社室

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政課

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

社団法人日本クレジット協会

日本クレジットカード協会

社団法人日本資金決済業協会

一般社団法人全国銀行協会

社団法人電気通信事業者協会

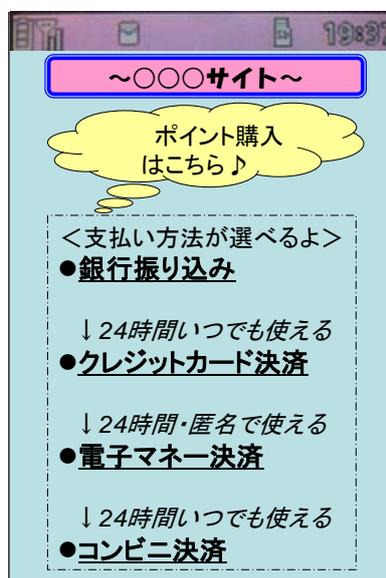
電気通信サービス向上推進協議会

一般財団法人日本データ通信協会

(別紙：ポイント購入の決済イメージ)

1. サイト内の画面（例）

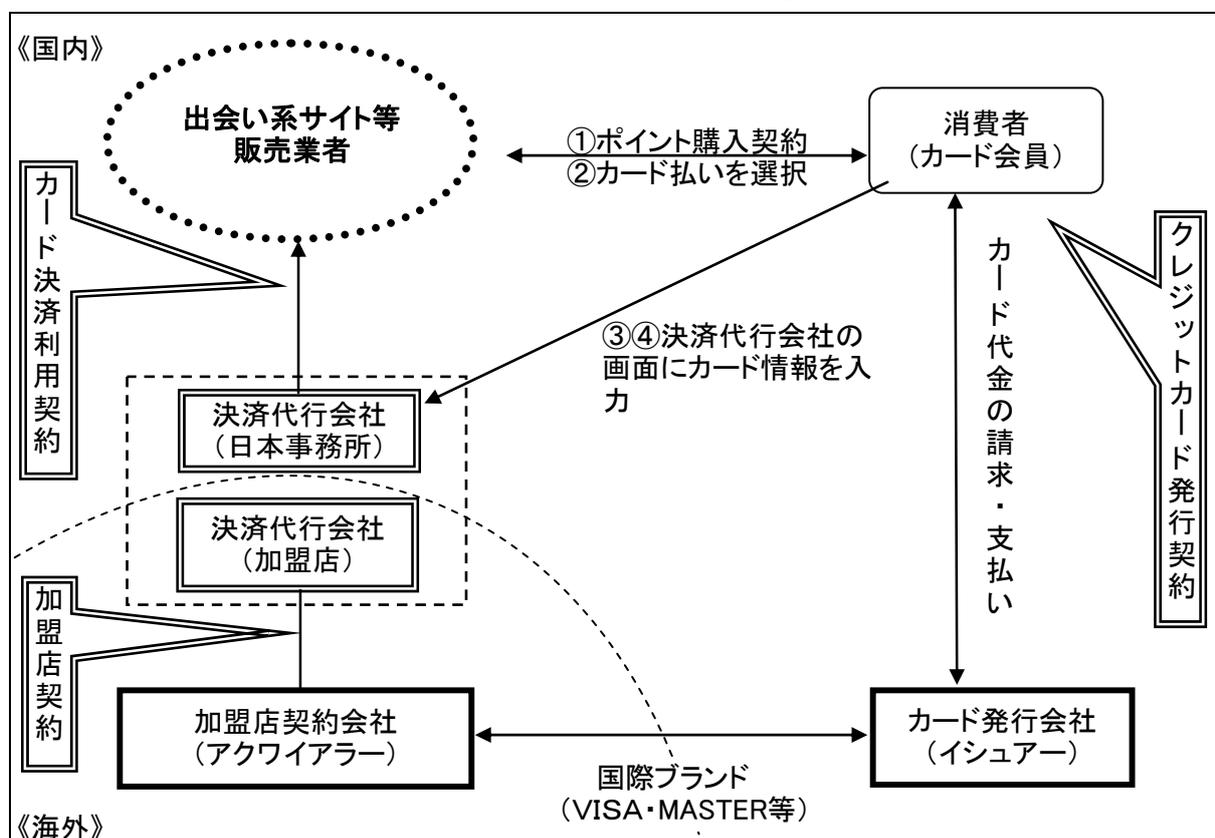
消費者がサービスを利用するために必要なポイントを購入するには、サイト内にある以下のような画面から決済方法を選択し、購入することとなる。



2. クレジットカード決済

現在、日本のカード会社は加盟店審査を厳しくしており、「出会い系サイト」等は、日本のカード会社の加盟店になることはできないのが現状である。しかし、サイト業者は決済代行会社と契約することでクレジットカード決済を利用できるようになる。

図10. クレジットカード決済でポイントを購入する時の流れ



<ポイント購入の流れ>

- ① 出会い系サイト等の販売業者が、消費者を勧誘し、消費者が申し込むと、商品・サービス・ポイント等を引き渡す前に支払いを要求する。
- ② 販売業者から消費者に債権が発生する。販売業者の画面で、クレジットカードで支払えることを消費者に伝え、消費者が支払い方法としてクレジットカードを選択する。
- ③ サイトが契約している決済代行会社の画面に遷移する。
- ④ 決済代行会社の画面の中で、クレジットカード情報を入力する。
- ⑤ 消費者が入力したカード情報が有効かどうかをオンラインでカード会社（イシューア）に確認し、有効であれば、決済が完了となる。

3. 電子マネー決済

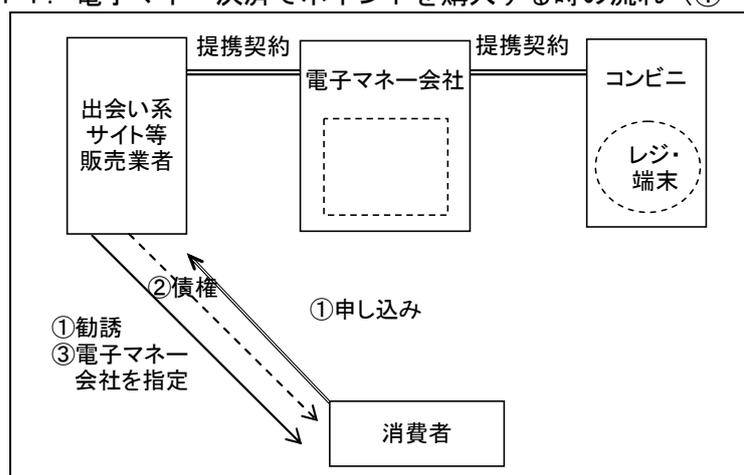
出会い系サイト等で利用される電子マネーの多くは、第三者型の前払式支払手段であり、資金決済法の規制を受ける。前払式支払手段に係る不適切な使用を防止する観点から、加盟店が販売・提供する商品やサービスの内容について、公の秩序または善良の風俗を害し、または害する恐れがあるものでないことを確保するために必要な措置を講じることが必要とされている（法10条1項3号）。また、前払式支払手段の決済手段としての確実性を確保するため、第三者型発行者は、加盟店に対する支払いを適切に行うために必要な体制整備を行うことが必要とされている（法10条1項4号）。

これらを受けて、前払ガイドライン（Ⅱ-3-3-1）では、いくつかの着眼点を挙げている。これらの態勢を構築するために、加盟店との間で加盟店契約を締結する際には、加盟店が公序良俗に照らして問題のある業務を営んでいないか確認する必要があるとあり、また、契約締結後も継続して調査を行い、商品や役務の内容に変更がないか等を把握する必要があると考えられている。

<ポイント購入の流れ>

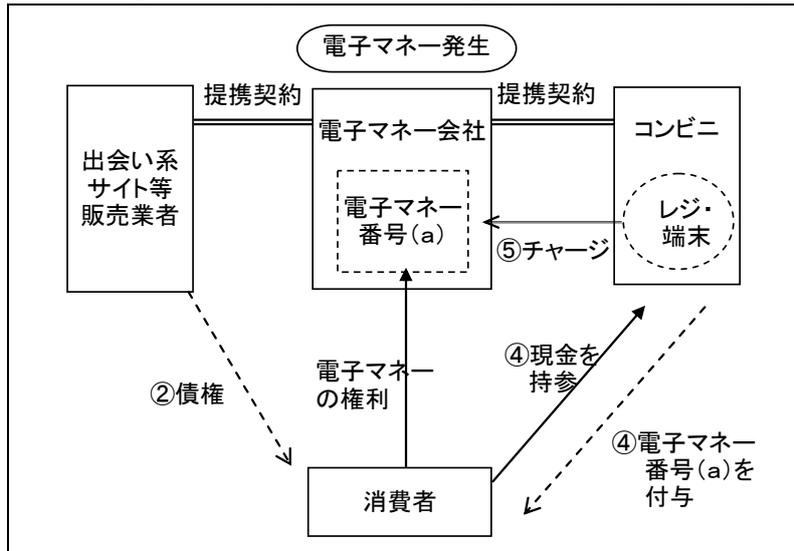
- ① 出会い系サイト等の販売業者が、消費者を勧誘し、商品・サービス・ポイント等を引き渡す前に支払いを要求する。
- ②③ 販売業者から消費者に債権が発生する。販売業者の画面で、提携契約している電子マネーで支払えることを消費者に伝え、消費者が支払い方法として電子マネーを選択する。

図1.1. 電子マネー決済でポイントを購入する時の流れ（①～③）



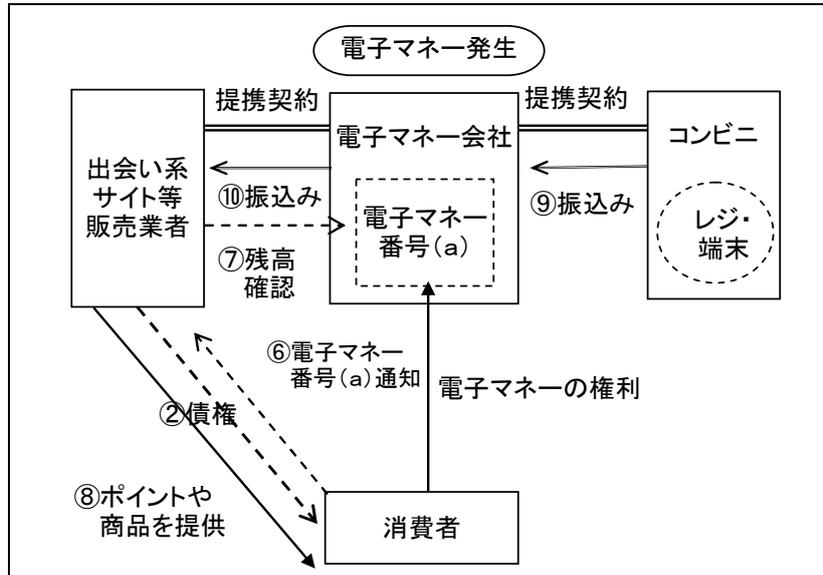
- ④⑤ 消費者が、現金をコンビニに持参し、電子マネーを購入する。消費者に電子マネー番号(a)が付与され、チャージされる。

図 1 2. 電子マネー決済でポイントを購入する時の流れ (④~⑤)

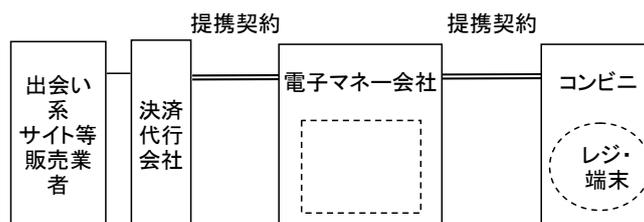


- ⑥消費者は、販売業者の画面に電子マネー番号(a)を入力し、この電子マネー番号(a)で決済すると通知する。
- ⑦販売業者は電子マネー会社に電子マネー番号(a)の残高を確認し、認証される。
- ⑧販売業者から、消費者に対して、ポイントや商品が提供される。
- ⑨コンビニから電子マネー会社にチャージ代金が振り込まれる。
- ⑩電子マネー会社は販売業者に販売代金を振り込み、②の販売業者の債権が弁済される。

図 1 3. 電子マネー決済でポイントを購入する時の流れ (⑥~⑩)



※ 電子マネー会社によっては、決済代行会社と包括契約している会社もみられる。



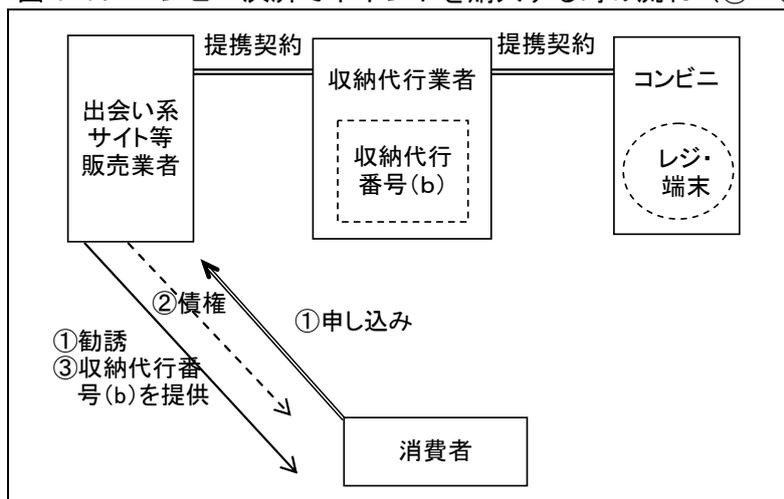
4. コンビニ決済

先にサイト内でポイントを注文して、その支払方法としてコンビニを窓口とする収納代行を利用する方法。

<ポイント購入の流れ>

- ① 出会い系サイト等の販売業者が、消費者を勧誘し、商品・サービス・ポイント等を引き渡す前に支払いを要求する。
- ② 販売業者から消費者に債権が発生する。販売業者の画面で、消費者が支払い方法として収納代行を選択する。
- ③ 販売業者が、収納代行会社から、収納代行番号(b)を取得して、消費者に伝える。

図 1 4. コンビニ決済でポイントを購入する時の流れ (①~③)



- ④ 消費者は現金と収納代行番号(b)をコンビニに持参する。
- ⑤ コンビニの端末で、収納代行番号(b)を読み取り、レジで代金を支払う。コンビニから収納代行会社へデータが送られる。
- ⑥ 販売業者は、収納代行会社に対して、収納代行番号(b)に請求をかける。コンビニから収納代行会社へ受領データが届くと、収納代行会社から販売業者に支払い約束がされる。
- ⑦ 販売業者から、消費者に対して、ポイントや商品が提供される。
- ⑧ コンビニから収納代行会社へ販売代金を振り込まれる。
- ⑨ 収納代行会社は販売業者に販売代金を振り込み、②の債権が弁済される。

図 1 5. コンビニ決済でポイントを購入する時の流れ (④~⑨)

